

別 表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 県発注物品等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、指名競争入札参加資格審査願及びこれに添付する関係書類並びにその他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (契約違反) 2 県発注物品等の発注に当たり、契約に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (贈 賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 5 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 (独占禁止法違反) 6 県内において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号、第9号及び第10号に掲げる場合を除く。）	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 12 か月以上 36 か月以内 9 か月以上 36 か月以内 6 か月以上 36 か月以内 4 か月以上 12 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 4 か月以上 24 か月以内

措 置 要 件	期 間
7 県発注物品等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第10号に掲げる場合を除く。）	12 か月以上 36 か月以内
8 県の区域外の他の公共機関の物品等の購入に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。） （公契約関係競売等妨害又は談合）	2 か月以上 24 か月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）	4 か月以上 24 か月以内
10 県発注物品等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （暴力団との関係）	12 か月以上 36 か月以内
11 有資格業者（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら、当該暴力団員について次の事項に該当するに至ったとき。	
（1） 暴力団員を経営幹部とすること。	12 か月以上 36 か月以内
（2） 暴力団員を雇用すること。	6 か月以上 36 か月以内
（3） 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。	4 か月以上 36 か月以内
（4） 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。	6 か月以上 36 か月以内
（5） 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。	2 か月以上 36 か月以内
12 暴力団若しくは暴力団員又は前号（1）から（5）までのいずれかに該当する行為を行う者であることを知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入、納入その他の業務を請け負わせたとき。	2 か月以上 36 か月以内

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 15 前各号に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。	1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 9 か月以内 その都度決定